

第2章 人と自然が共にある環境の保全

第2節

生物の多様性の確保

1 貴重・希少な野生動植物の保護

1-1 天然記念物指定による野生生物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定しています。

天然記念物に指定された野生動植物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう事業者に対して必要な助言・指導をしています。

また、地域住民の自主的な保全活動を活性化し、地域の文化財産としての活用を図るため、天然記念物の保全活動等に対して補助事業「活かそう地域文化提案事業」を実施しています。

1-2 希少な野生生物の保護

平成15(2003)年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保対策として、特に保護する必要のある希少野生動植物の指定制度等を整備し、平成16(2004)年5月に20種(動物10種、植物10種)を指定しました。

さらに、新しい三重県の希少野生動植物に関する目録として、平成17年度に「三重県レッドデータブック2005」を発刊しました。

1-3 野生生物の生息状況等の把握

「三重県レッドデータブック2005」の策定に伴い、県内の野生生物の分布状況や希少野生動植物の主要な生息・生育地の状況等の調査を行いました。

また、これらの情報等を踏まえ、野生生物データベースを構築し、県内の希少な野生生物1,483種についての概況と生息・生育状況に関する情報をホームページ「三重県レッドデータブック2005」で提供しています。

2 地域の生態系の保全

2-1 鳥獣の保護・管理

わが国に生息する野生の哺乳類(一部を除く)、鳥類については、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は48種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。また、鳥獣保護事業計画を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、鳥獣の人工増殖の促進、有害鳥獣の捕獲の許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図っています。

平成18(2006)年度には、第9次鳥獣保護事業計画(平成14(2002)~18(2006)年度)に基づき、鳥獣保護区等を指定したほか、傷病鳥獣の保護、キジの放鳥、野生生物保護啓発ポスターコンクール等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図りました。また、県内56地区に鳥獣保護員を配置し、狩猟取締りの指導等を行いました。

2章2節

●生物の多様性の確保

表2-2-1 鳥獣保護区等の指定状況(県指定)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区	指定猟法禁止区域
箇所数(箇所)	87	8	6	106	9
面積(ha)	51,072	683	2,747	63,234	25,764

表2-2-2 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の指定及び管理
野生生物保護モデル校の育成	野生生物保護モデル校の活動支援
キジの放鳥	鳥獣保護区等へのキジ放鳥
ポスター募集	小・中学校、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護獣医師、傷病鳥獣ボランティアの登録及び傷病鳥獣の救護

2-2 移入種による影響対策の推進

平成15（2003）年3月に三重県自然環境保全条例を改正し、生物の多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することの禁止などの規定を整備し、その普及啓発を行いました。

三重県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、危険な動物（特定動物）による県民への危害の発生を防止するとともに、動物取扱業者や一般飼養者に対し、動物愛護精神の高揚と適正飼養、終生飼養の普及啓発を行いました。特定動物の飼養状況は、表2-2-3のとおりとなっています。

表2-2-3 特定動物の飼養状況
(21施設) (平成19年3月末現在)

種	目	科	特定動物の区分	飼育頭数
哺乳類	食肉目	ネコ科	ライオン・トラ ヒョウ・ピューマ ジャガー サーバルキャット	10
		イヌ科	セグロジャッカル	1
		クマ科	ツキノワグマ・ヒグマ	19
	霊長目	ヒト科	チンパンジー	1
		オナガザル科	マントヒヒ ニホンザル	43
鳥類	タカ目	タカ科	イヌワシ	1
は虫類	かめ目	カミツキガメ科	ワニガメ	4
	ワニ目	アリゲーター科	カイマン ミシシッピワニ	4
	とかげ目	どくとかげ科	アメリカドクトカゲ	1

2-3 開発行為等の指導

宅地開発については都市計画法、三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため秩序ある整備と乱開発の防止に努め、生活環境の適正化を図るよう指導しています。